

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 濱崎 祥幸

公 告

下記により入札を実施するので、「入札(見積)及び契約心得」を同意のうえ参加すること。

記

- 1 入札に付する事項 「ガソリン2号ドラム 外3品目」
- 2 入札方式 一般競争入札
- 3 入札日時 令和8年10月23日(金) 13時30分
- 4 入札場所 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 入札室
- 5 契約方法 確定契約
- 6 契約条項を示す場所 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群会計隊 事務室
- 7 入札参加資格 (1) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第70条の規定に該当する者でないこと。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令(昭22勅165)第71条の規定に該当する者でないこと。
(3) 防衛省 防衛装備庁長官 から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官 が認めた場合には、この限りではない。
(5) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のA、B、C又はDに格付けされた九州沖縄地域の競争参加資格を有する者
- 8 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる)をもって、申込みがあったものとする。なお、落札となるべき同額の入札をした者が2名以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- 9 保証金等 (1) 入札保証金: 予算決算及び会計令(昭22勅165)第77条第1項第2号により免除
(2) 契約保証金: 予算決算及び会計令(昭22勅165)第100条の3第3号により免除
- 10 入札の無効 (1) 第7項に示す入札参加資格がない者のした入札
(2) 入札に関する条件(入札及び契約心得並びに本公告等に示された条件等)に違反した入札
- 11 契約書等の作成 有
- 12 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約(請書)条項 物品売買契約(請書)条項及び適用契約条項
- 13 納期 令和8年12月31日
- 14 納地 航空自衛隊海栗島分屯基地
- 15 落札決定方式 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- 16 その他 (1) 代理者による入札参加は、「委任状」及び代理者の印鑑を持参するものとする。
(2) 入札参加希望者は、入札開始前までにFAX等により、「資格審査結果通知書」の写しを提出するものとする。その際、下記問い合わせ先に到着の有無を確認するものとする。
(3) 郵便等による入札の場合は、郵便の遅延等による事故を防止し、入札に万全を期すため、努めて入札日の前日(土、日及び祝日を含まない)までに到着するよう、配達記録を有する手段により郵送すること。その際、送付する封筒の表側に「入札件名 ○月○日○○○○の入札書在中」と明記するとともに、事前に下記の担当者まで電話で連絡すること。
(4) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。
- 17 問い合わせ先 航空自衛隊西部航空警戒管制団 基地業務群 会計隊 契約班
816-0804
福岡県春日市原町3-1-1
担 当 : 川端 電話番号 092-581-4091 FAX番号 092-571-5594

入 札 書

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 濱崎 祥幸 殿

申 込 者 住 所
会 社 名
代表者職位氏名

納 期		納 地 航空自衛隊海栗島分屯基地					
品 名 (件 名)	規 格		単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
ガソリン2号ドラム	防衛省仕様書のとおり		L	600			
軽油2号(課税)ドラム	防衛省仕様書のとおり		L	1,000			
灯油1号ドラム	防衛省仕様書のとおり		L	400			
軽油2号(免税)バルク	防衛省仕様書のとおり		L	32,000			
	ー 以 下 余 白 ー						
入 札 金 額 ￥							
備 考(辞退理由等)							
貴通知・公告に対し、入札心得・契約条項等承知のうえ、上記のとおり提出します。							

委任状

当社は、
を代理人と定め、下記の入札並びに
見積に関する一切の権限を委任します。

記

件 名 ガソリン2号ドラム 外3品目

代理人使用印鑑



令和8年10月23日

契約担当官
航空自衛隊西部航空警戒管制団
会計隊長 濱崎 祥幸 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 名

価格調査

辞退される場合は辞退理由に○を付けてください。

- | | | | |
|---|--------------|---|----------------|
| 1 | 取扱無 | 6 | 営業範囲以外(営業許可無し) |
| 2 | 納期内の納入不可 | 7 | 多忙のため |
| 3 | 納地への納入不可 | 8 | その他() |
| 4 | 見積期限内までの回答不可 | 9 | 入札参加資格(有 無) |
| 5 | 最低発注数量に満たない | | |

住所

会社名

代表者名

納地 航空自衛隊海栗島分屯基地

[illegible]

防衛省仕様書改正票

D S P
K 2204E(2)

自動車ガソリン (GASOLINE, AUTOMOTIVE)

制定 昭和47年4月13日
改正 令和 2年8月21日

この改正票は、D S P K 2204E(自動車ガソリン)についてのものであり、D S P K 2204E(1)を含め累積記載されている。この改正票は、D S P K 2204Eと併用される。

1.4 a) を次のように改める。

a) 規格

J I S K 2202 自動車ガソリン
J I S K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法
J I S K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひょう法
J I S K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法
J I S K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表
N D S Z 0001 包装の総則

1.4 c) 法令等 中

“工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を

“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5 その他の指示を次のように改める。

5 その他の指示

5.1 測定結果

測定結果は、J I S K 2249-1, J I S K 2249-2, J I S K 2249-3又はJ I S K 2249-4によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 5.2 a)以外のものについては、揮発油等の品質の確保に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書

自動車ガソリン

(GASOLINE, AUTOMOTIVE)

D S P
K 2204E
制定 昭和 47. 4. 13
改正 平成 21. 4. 13

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自動車の内燃機関又はこれに類似した内燃機関の燃料として使用する自動車ガソリンについて規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1－種類

種類	物品番号	納入区分	注記
1号	9130-161-8672-5	バルク	J I S K 2202の1号のもの。
	9130-161-8673-5	ドラム	
2号	9130-299-0124-5	バルク	J I S K 2202の2号のもの。
	9130-299-0125-5 T	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 自動車ガソリン 1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 2202 自動車ガソリン

J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は、次による。

a) 1号は、J I S K 2202の1号による。

b) 2号は、J I S K 2202の2号による。

3 品質保証

検査は、J I S K 2202によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

2.

K 2204E

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、DSP Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、DSP Z 1002 に規定する塗料、塗色とする。

4.2 表示

表示は、NDS Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

なお、特にドラム胴部に標識線を施す場合は、調達要領指定書により指定するものとする。

4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は、JIS K 2249によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2202に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a) 以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票

D S P

Z 1002F(2)

鋼製ドラム, 200L

制定 昭和44年 3月15日
改正 令和 3年11月29日

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

この改正票は、DSP Z 1002F (鋼製ドラム, 200L) についてのもの
であり、DSP Z 1002F (1) を含め累積記載されている。この改正票は
DSP Z 1002F と併用される。

1.4 a) 規格 中

“JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法—第7部:塗膜の長期耐久性—第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)”を“JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法—第7部:塗膜の長期耐久性—第7節:促進耐候性及び促進耐光性(キセノンランプ法)”に

“JIS Z 1601 鋼性タイトヘッドドラム”を“JIS Z 1601 鋼製タイトヘッドドラム”に改める。

1.4 b) 法令等 中 “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

2.1 認定 中 “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

3 品質保証 を次のように改める。

3 品質保証

検査は、表2によるほか、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

2.
Z 1002F(2)

表 2 — 品質保証

検 査 項 目			試 験 方 法	判 定 基 準
材 料			—	2.2の規定による。
構 造 ・ 形 状 ・ 寸 法 ・ 容 量 ・ 質 量				2.3の規定による。
口 金				2.4の規定による。
塗 装				2.5の規定による。
品 質	外 観			2.6の規定による。
	性 能	気 密 性	危 険 物 船 舶 運 送 及 び 貯 蔵 規 則 第113条に基づいて、登録検査 機関 ²⁾ が定めた「危険物の容器 及び包装の検査試験基準（小 型容器）」による。（以下、危険物 の容器及び包装の検査試験基 準（小型容器）という。）	危 険 物 の 容 器 及 び 包 装 の 検 査 試 験 基 準（小型容器）の規定に よる。
		落 下 強 度		
		耐 圧（水圧）性		
		積 重 ね 強 度		
製 品 の 表 示			—	2.7の規定による。
注 ²⁾ （一財）日本舶用品検定協会				

4.1 承認用見本等 を次のように改める。

4.1 承認用見本等

契約の相手方は、外面塗装に産業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの³⁾を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本（200mm×50mmのブリキ板に塗装を施したもの。）を3部提出し、承認を得なければならない。

注³⁾ フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5 5 7 2 の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかき硬度（鉛筆法）、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5 6 5 1 の試験項目のうち、付着性（クロスカット値）、耐衝撃性（デュボン式）、鉛筆引っかき値（試験器法）、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性及び促進耐光性（キセノンランプ法）の試験結果が記載されていなければならない。

4.2 提出書類 b) を次のように改める。

b) 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、（一財）日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。

原案作成部課等名 を次のとおり改める。

原案作成部課等名：航空自衛隊 補給本部需品部

鋼製ドラム, 200L

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、石油又はこれと類似の非腐食性液体の貯蔵及び輸送に容器として用いる呼び容量200 Lの鋼製ドラム(以下、ドラムという。)について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表 1－種類

種類	物品番号
1. 2 mm	8110-162-2114-5
1. 6 mm	8110-011-9953-5

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 鋼製ドラム, 200 L, 1. 2 mm

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 5 5 7 2 フタル酸樹脂エナメル

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 1 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第1節:耐屈曲性(円筒形マンドレル法)

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 3 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第3節:耐おり落下性

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 4 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第4節:引っかかり硬度(鉛筆法)

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 6 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第6節:付着性(クロスカット法)

J I S K 5 6 0 0 - 6 - 1 塗料一般試験方法－第6部:塗膜の化学的性質－第1節:耐液体性(一般的方法)

J I S K 5 6 0 0 - 6 - 2 塗料一般試験方法－第6部:塗膜の化学的性質－第2節:耐液体性(水浸せき法)

J I S K 5 6 0 0 - 7 - 1 塗料一般試験方法－第7部:塗膜の長期耐久性－第1節:耐中性塩水噴霧性

J I S K 5 6 0 0 - 7 - 7 塗料一般試験方法－第7部:塗膜の長期耐久性－第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)

J I S K 5 6 5 1 アミノアルキド樹脂塗料

J I S Z 1 6 0 1 鋼性タイトヘッドドラム

J I S Z 1 6 0 4 鋼製ドラム用口金

N D S Z 8 2 0 1 標準色

b) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

2 製品に関する要求

2.1 認定

この仕様書で調達される製品は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)の第19条第1項の規定に基づく表示¹⁾の許可を受けたものであるとともに、特に調達要領指定書によって指定する場合を除き、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器でなければならない。

注¹⁾ J I S Z 1 6 0 1 に該当するものであることの表示。

2.2 材料

材料は、J I S Z 1 6 0 1 による。ただし、塗料についてはJ I S K 5 5 7 2 の2種若しくはJ I S K 5 6 5 1 の2種2号又はこれらの同等品とし、塗色はN D S Z 8 2 0 1 の色番号2314 OD色とする。

2.3 構造・形状・寸法・容量・質量

構造、形状、寸法、容量及び質量は、J I S Z 1 6 0 1 のドラムタイプC M級及びドラムタイプC H級の溶接ドラムのものによる。ただし、ドラム(ドラムタイプC H級)の胴体と天板及び地板は、ダブルシームで巻き締めをし、溶接により接合したものとする。

2.4 口金

口金は、J I S Z 1 6 0 4 の附属書Cで規定された、G2(大)及びG³/₄(小)を用いる。プラグは、鋼製プラグ(ユニクロめっき)とし、フランジ(ユニクロめっき)は圧入形とする。

2.5 塗装

塗装は、J I S Z 1 6 0 1 による。ただし、外面には、2.2の塗料を塗装するものとし、乾燥塗膜の厚さは、10 μ m ～25 μ m とする。

2.6 品質

品質は、J I S Z 1 6 0 1 による。

2.7 製品の表示

製品の表示は、J I S Z 1 6 0 1 によるほか、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器(以下、危険物輸送容器という。)は、効力を有する表示をドラム胴体及び地板の見やすい位置に表示する。

3 品質保証

検査は、表 2 によるほか、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

表 2－品質保証

検査項目			試験方法	判定基準
材料			—	2.2の規定による。
構造・形状・寸法・容量・質量				2.3の規定による。
口金				2.4の規定による。
塗装				2.5の規定による。
品質	外観			2.6の規定による。
	性能	気密性	J I S Z 1 6 0 1による。	J I S Z 1 6 0 1の附属書1（規定）による。
		落下強度		
		耐圧性		

表 2－品質保証(続き)

検査項目			試験方法	判定基準
品質	性能	積重ね強度	J I S Z 1 6 0 1による。	J I S Z 1 6 0 1の附属書 1 (規定)による。
			——	2.7の規定による。

4 その他の指示

4.1 承認用見本等

契約の相手方は、外面塗装に工業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの²⁾を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本(200 mm×50 mmのブリキ板に塗装を施したもの。)を3部提出し、承認を得なければならない。

注²⁾ フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5 5 7 2の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかき硬度(鉛筆法)、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5 6 5 1の試験項目のうち、付着性(クロスカット値)、耐衝撃性(デュボン式)、鉛筆引っかき値(試験器法)、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性(キセノンランプ法)の試験結果が記載されていなければならない。

4.2 提出書類

提出書類は、次による。

- a) 契約の相手方は、J I S Z 1 6 0 1に基づく品質証明書及び社内試験成績書の写しを納入場所に1部提出するものとする。
- b) 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、(財)日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。

防衛省仕様書改正票

軽油

(DIESEL FUEL)

D S P
K 2209E(2)
制定 昭和48年3月30日
改正 令和 2年8月21日

この改正票は、D S P K 2209E (軽油) についてのものであり、D S P K 2209E (1) を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 2209E と併用される。

1.4 a) 規格 中

- “J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表” を
“J I S K 2249－1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法
J I S K 2249－2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひょう法
J I S K 2249－3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法
J I S K 2249－4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表” に改める。

1.4 c) 法令等 中

- “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1 測定結果

- “測定結果は、J I S K 2249 によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。” を
“測定結果は、J I S K 2249－1, J I S K 2249－2, J I S K 2249－3 又は J I S K 2249－4 によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。” に改める。

5.2 成績書等 中

- “ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。” を
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。” に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

防衛省仕様書

D S P
K 2 2 0 9 E

軽油

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

(DIESEL FUEL)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ディーゼル機関及び艦船のガスタービン並びにボイラーの燃料として使用する軽油について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1－種類

種 類	物 品 番 号	納入区分	注 記
特1号	9140-418-3184-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特1号のもの。
	9140-418-3185-5	ドラム	
特1号(免税)	9140-165-6723-5	バルク	
	9140-165-6724-5	ドラム	
1 号	9140-299-0202-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の1号のもの。
	9140-299-0203-5	ドラム	
1 号(免税)	9140-165-6725-5	バルク	
	9140-165-6726-5	ドラム	
2 号	9140-002-9691-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
	9140-001-9415-5T	ドラム	
2 号(免税)	9140-165-6727-5	バルク	
	9140-165-6728-5	ドラム	
2 号(艦船用) (免税)	9140-317-1953-5	バルク	引火点, 流動点, 蒸留性状90%留出 温度及び目詰まり点を除き, J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
3 号	9140-002-9692-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の3号のもの。
	9140-001-9414-5	ドラム	
3 号(免税)	9140-165-6729-5	バルク	
	9140-165-6730-5	ドラム	
4 号	9140-002-9693-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特3号のもの。
	9140-001-9413-5	ドラム	
4 号(免税)	9140-165-6731-5	バルク	
	9140-165-6732-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 軽油 特1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2.

K 2209E

a) 規格

J I S K 2 2 0 4 軽油

J I S K 2 2 4 9 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1 0 0 2 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は次による。

- a) 特1号及び特1号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の特1号による。
- b) 1号及び1号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の1号による。
- c) 2号及び2号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の2号による。
- d) 2号(艦船用)(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の2号による。ただし, 引火点は61℃を超えるものとし, 流動点及び目詰まり点は特に調達要領指定書で指定する場合を除き, 流動点は -5°C 以下, 目詰まり点は -2°C 以下とする。また, 蒸留性状90%留出温度は 360°C 以下とする。
- e) 3号及び3号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の3号による。
- f) 4号及び4号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の特3号による。

3 品質保証

検査は, J I S K 2 2 0 4 によるものとし, それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は, D S P Z 1 0 0 2 に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は, 所要の修理及び完全な洗浄を行い, その外面塗装は, D S P Z 1 0 0 2 に規定する塗料, 塗色とする。

4.2 表示

表示は, N D S Z 0 0 0 1 による。ただし, 陸上・海上・航空各自衛隊の標識は, “防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は, 15°C における容量(L)とする。ただし, バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は, 特に指定しない限り, 温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際, 以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は, J I S K 2 2 4 9 によって, 密度(15°C) g/cm^3 を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては, 社内試験成績書とする。
- b) 前 a) 以外のものについては, 揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項, 第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票

D S P

Z 1002F(2)

鋼製ドラム, 200L

制定 昭和44年 3月15日
改正 令和 3年11月29日

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

この改正票は, DSP Z 1002F (鋼製ドラム, 200L) についてのもの
であり, DSP Z 1002F (1) を含め累積記載されている。この改正票は
DSP Z 1002F と併用される。

1.4 a) 規格 中

“JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)”を“JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性及び促進耐光性(キセノンランプ法)”に

“JIS Z 1601 鋼性タイトヘッドドラム”を“JIS Z 1601 鋼製タイトヘッドドラム”に改める。

1.4 b) 法令等 中 “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

2.1 認定 中 “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

3 品質保証 を次のように改める。

3 品質保証

検査は, 表 2 によるほか, 契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

2.
Z 1002F(2)

表 2 — 品質保証

検 査 項 目			試 験 方 法	判 定 基 準
材 料			—	2.2の規定による。
構 造 ・ 形 状 ・ 寸 法 ・ 容 量 ・ 質 量				2.3の規定による。
口 金				2.4の規定による。
塗 装				2.5の規定による。
品 質	外 観			2.6の規定による。
	性 能	気 密 性	危 険 物 船 舶 運 送 及 び 貯 蔵 規 則 第113条に基づいて、登録検査 機関 ²⁾ が定めた「危険物の容器 及び包装の検査試験基準（小 型容器）」による。（以下、危険物 の容器及び包装の検査試験基 準（小型容器）という。）	危 険 物 の 容 器 及 び 包 装 の 検 査 試 験 基 準（小型容器）の規定に よる。
		落 下 強 度		
		耐 圧（水圧）性		
		積 重 ね 強 度		
製 品 の 表 示			—	2.7の規定による。
注 ²⁾ （一財）日本舶用品検定協会				

4.1 承認用見本等 を次のように改める。

4.1 承認用見本等

契約の相手方は、外面塗装に産業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの³⁾を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本（200mm×50mmのブリキ板に塗装を施したもの。）を3部提出し、承認を得なければならない。

注³⁾ フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5 5 7 2 の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかき硬度（鉛筆法）、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5 6 5 1 の試験項目のうち、付着性（クロスカット値）、耐衝撃性（デュボン式）、鉛筆引っかき値（試験器法）、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性及び促進耐光性（キセノンランプ法）の試験結果が記載されていなければならない。

4.2 提出書類 b) を次のように改める。

b) 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、（一財）日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。

原案作成部課等名 を次のとおり改める。

原案作成部課等名：航空自衛隊 補給本部需品部

鋼製ドラム, 200L

制定 昭和44. 3. 15

改正 平成22. 12. 28

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、石油又はこれと類似の非腐食性液体の貯蔵及び輸送に容器として用いる呼び容量200 Lの鋼製ドラム(以下、ドラムという。)について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表 1－種類

種類	物品番号
1. 2 mm	8110－162－2114－5
1. 6 mm	8110－011－9953－5

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 鋼製ドラム, 200 L, 1. 2 mm

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 5 5 7 2 フタル酸樹脂エナメル

J I S K 5 6 0 0－5－1 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第1節:耐屈曲性(円筒形マンドレル法)

J I S K 5 6 0 0－5－3 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第3節:耐おり落下性

J I S K 5 6 0 0－5－4 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第4節:引っかかり硬度(鉛筆法)

J I S K 5 6 0 0－5－6 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第6節:付着性(クロスカット法)

J I S K 5 6 0 0－6－1 塗料一般試験方法－第6部:塗膜の化学的性質－第1節:耐液体性(一般的方法)

J I S K 5 6 0 0－6－2 塗料一般試験方法－第6部:塗膜の化学的性質－第2節:耐液体性(水浸せき法)

J I S K 5 6 0 0－7－1 塗料一般試験方法－第7部:塗膜の長期耐久性－第1節:耐中性塩水噴霧性

J I S K 5 6 0 0－7－7 塗料一般試験方法－第7部:塗膜の長期耐久性－第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)

J I S K 5 6 5 1 アミノアルキド樹脂塗料

J I S Z 1 6 0 1 鋼性タイトヘッドドラム

J I S Z 1 6 0 4 鋼製ドラム用口金

N D S Z 8 2 0 1 標準色

b) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

2 製品に関する要求

2.1 認定

この仕様書で調達される製品は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)の第19条第1項の規定に基づく表示¹⁾の許可を受けたものであるとともに、特に調達要領指定書によって指定する場合を除き、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器でなければならない。

注¹⁾ J I S Z 1 6 0 1 に該当するものであることの表示。

2.2 材料

材料は、J I S Z 1 6 0 1 による。ただし、塗料についてはJ I S K 5 5 7 2 の2種若しくはJ I S K 5 6 5 1 の2種2号又はこれらの同等品とし、塗色はN D S Z 8 2 0 1 の色番号2314 OD色とする。

2.3 構造・形状・寸法・容量・質量

構造、形状、寸法、容量及び質量は、J I S Z 1 6 0 1 のドラムタイプC M級及びドラムタイプC H級の溶接ドラムのものによる。ただし、ドラム(ドラムタイプC H級)の胴体と天板及び地板は、ダブルシームで巻き締めをし、溶接により接合したものとする。

2.4 口金

口金は、J I S Z 1 6 0 4 の附属書Cで規定された、G2(大)及びG³/₄(小)を用いる。プラグは、鋼製プラグ(ユニクロめっき)とし、フランジ(ユニクロめっき)は圧入形とする。

2.5 塗装

塗装は、J I S Z 1 6 0 1 による。ただし、外面には、2.2の塗料を塗装するものとし、乾燥塗膜の厚さは、10 μ m ～25 μ m とする。

2.6 品質

品質は、J I S Z 1 6 0 1 による。

2.7 製品の表示

製品の表示は、J I S Z 1 6 0 1 によるほか、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器(以下、危険物輸送容器という。)は、効力を有する表示をドラム胴体及び地板の見やすい位置に表示する。

3 品質保証

検査は、表 2 によるほか、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

表 2 ー 品質保証

検査項目			試験方法	判定基準
材料			—	2.2の規定による。
構造・形状・寸法・容量・質量				2.3の規定による。
口金				2.4の規定による。
塗装				2.5の規定による。
品質	外観			2.6の規定による。
	性能	気密性	J I S Z 1 6 0 1による。	J I S Z 1 6 0 1の附属書1（規定）による。
		落下強度		
		耐圧性		

表 2－品質保証(続き)

検査項目			試験方法	判定基準
品質	性能	積重ね強度	J I S Z 1 6 0 1による。	J I S Z 1 6 0 1の附属書 1 (規定)による。
			——	2.7の規定による。

4 その他の指示

4.1 承認用見本等

契約の相手方は、外面塗装に工業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの²⁾を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本(200 mm×50 mmのブリキ板に塗装を施したもの。)を3部提出し、承認を得なければならない。

注²⁾ フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5 5 7 2の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかき硬度(鉛筆法)、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5 6 5 1の試験項目のうち、付着性(クロスカット値)、耐衝撃性(デュボン式)、鉛筆引っかき値(試験器法)、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性(キセノンランプ法)の試験結果が記載されていなければならない。

4.2 提出書類

提出書類は、次による。

- a) 契約の相手方は、J I S Z 1 6 0 1に基づく品質証明書及び社内試験成績書の写しを納入場所に1部提出するものとする。
- b) 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、(財)日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。

防衛省仕様書改正票

灯 油

(KEROSENE)

D S P
K 2208E(3)
制定 昭和48年3月30日
改正 令和 5年3月14日

この改正票は、D S P K 2208E (灯油) についてのものであり、D S P K 2208E (2) を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 2208E と併用される。

指定品名 “KEROSINE” を “KEROSENE” に改める。

1.3 a) 規格 中

“J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表” を
“J I S K 2249－1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法
J I S K 2249－2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法
J I S K 2249－3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメータ法
J I S K 2249－4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表”
に改める。

1.3 c) 法令等 中

“工業標準化法（昭和24年法律第185号）” を
“産業標準化法（昭和24年法律第185号）” に改める。

5.1 測定結果

“測定結果は、J I S K 2249によって、密度（15℃） g/cm^3 を測定した結果とする。” を
“測定結果は、J I S K 2249－1, J I S K 2249－2, J I S K 2249－3又はJ I S K 2249－4によって、密度（15℃） g/cm^3 を測定した結果とする。” に改める。

5.2 成績書等 中

“ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（J I S K 2203に該当するものであることの表示）
の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。” を
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（J I S K 2203に該当するものであることの表示）
の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。” に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名： 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

防衛省仕様書

灯油

(KEROSINE)

D S P
K 2208E
制定 昭和 48. 3. 30
改正 平成 21. 4. 13

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、暖房、ちゅう房、灯火、石油発動機、溶剤、洗浄用などに使用する灯油について規定する。

1.2 製品の呼び方

製品の呼び方は、表 1 による。

表1－製品の呼び方

製品の呼び方	物 品 番 号	納 入 区 分
灯油1号	9140-002-9694-5	バルク
	9140-001-9417-5	ドラム

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 2203 灯油

J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は、J I S K 2203 による。

3 品質保証

検査は、J I S K 2203 によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は、D S P Z 1002 に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、D S P Z 1002 に規定する塗料、塗色とする。

4.2 表示

表示は、N D S Z 0001 による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

なお、特にドラム胴部に標識線を施す場合は、調達要領指定書により指定するものとする。

2.

K 2208E

4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は、J I S K 2249によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2203に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a) 以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

防衛省仕様書改正票

D S P

Z 1002F(2)

鋼製ドラム, 200L

制定 昭和44年 3月15日
改正 令和 3年11月29日

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

この改正票は, DSP Z 1002F (鋼製ドラム, 200L) についてのもの
であり, DSP Z 1002F (1) を含め累積記載されている。この改正票は
DSP Z 1002F と併用される。

1.4 a) 規格 中

“JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)”を“JIS K 5600-7-7 塗料一般試験方法-第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性及び促進耐光性(キセノンランプ法)”に

“JIS Z 1601 鋼性タイトヘッドドラム”を“JIS Z 1601 鋼製タイトヘッドドラム”に改める。

1.4 b) 法令等 中 “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

2.1 認定 中 “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

3 品質保証 を次のように改める。

3 品質保証

検査は, 表 2 によるほか, 契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

2.
Z 1002F(2)

表 2 — 品質保証

検 査 項 目			試 験 方 法	判 定 基 準
材 料			—	2.2の規定による。
構 造 ・ 形 状 ・ 寸 法 ・ 容 量 ・ 質 量				2.3の規定による。
口 金				2.4の規定による。
塗 装				2.5の規定による。
品 質	外 観			2.6の規定による。
	性 能	気密性	危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条に基づいて、登録検査機関 ²⁾ が定めた「危険物の容器及び包装の検査試験基準(小型容器)」による。(以下、危険物の容器及び包装の検査試験基準(小型容器)という。)	危険物の容器及び包装の検査試験基準(小型容器)の規定による。
		落下強度		
		耐圧(水圧)性		
		積重ね強度		
製 品 の 表 示			—	2.7の規定による。
注 ²⁾ (一財)日本舶用品検定協会				

4.1 承認用見本等 を次のように改める。

4.1 承認用見本等

契約の相手方は、外面塗装に産業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの³⁾を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本(200mm×50mmのブリキ板に塗装を施したもの。)を3部提出し、承認を得なければならない。

注³⁾ フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5 5 7 2 の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかき硬度(鉛筆法)、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5 6 5 1 の試験項目のうち、付着性(クロスカット値)、耐衝撃性(デュボン式)、鉛筆引っかき値(試験器法)、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性及び促進耐光性(キセノンランプ法)の試験結果が記載されていなければならない。

4.2 提出書類 b) を次のように改める。

b) 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、(一財)日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。

原案作成部課等名 を次のとおり改める。

原案作成部課等名:航空自衛隊 補給本部需品部

防衛省仕様書

D S P

Z 1002F

制定 昭和44. 3. 15

改正 平成22. 12. 28

鋼製ドラム, 200L

(DRUM, SHIPPING AND STORAGE)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、石油又はこれと類似の非腐食性液体の貯蔵及び輸送に容器として用いる呼び容量200 Lの鋼製ドラム(以下、ドラムという。)について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表 1－種類

種類	物品番号
1.2 mm	8110-162-2114-5
1.6 mm	8110-011-9953-5

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 鋼製ドラム, 200 L, 1.2 mm

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S K 5 5 7 2 フタル酸樹脂エナメル

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 1 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第1節:耐屈曲性(円筒形マンドレル法)

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 3 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第3節:耐おり落下性

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 4 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第4節:引っかかり硬度(鉛筆法)

J I S K 5 6 0 0 - 5 - 6 塗料一般試験方法－第5部:塗膜の機械的性質－第6節:付着性(クロスカット法)

J I S K 5 6 0 0 - 6 - 1 塗料一般試験方法－第6部:塗膜の化学的性質－第1節:耐液体性(一般的方法)

J I S K 5 6 0 0 - 6 - 2 塗料一般試験方法－第6部:塗膜の化学的性質－第2節:耐液体性(水浸せき法)

J I S K 5 6 0 0 - 7 - 1 塗料一般試験方法－第7部:塗膜の長期耐久性－第1節:耐中性塩水噴霧性

J I S K 5 6 0 0 - 7 - 7 塗料一般試験方法－第7部:塗膜の長期耐久性－第7節:促進耐候性(キセノンランプ法)

J I S K 5 6 5 1 アミノアルキド樹脂塗料

J I S Z 1 6 0 1 鋼性タイトヘッドドラム

J I S Z 1 6 0 4 鋼製ドラム用口金

N D S Z 8 2 0 1 標準色

b) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

2 製品に関する要求

2.1 認定

この仕様書で調達される製品は、工業標準化法(昭和24年法律第185号)の第19条第1項の規定に基づく表示¹⁾の許可を受けたものであるとともに、特に調達要領指定書によって指定する場合を除き、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器でなければならない。

注¹⁾ J I S Z 1 6 0 1 に該当するものであることの表示。

2.2 材料

材料は、J I S Z 1 6 0 1 による。ただし、塗料についてはJ I S K 5 5 7 2 の2種若しくはJ I S K 5 6 5 1 の2種2号又はこれらの同等品とし、塗色はN D S Z 8 2 0 1 の色番号2314 OD色とする。

2.3 構造・形状・寸法・容量・質量

構造、形状、寸法、容量及び質量は、J I S Z 1 6 0 1 のドラムタイプC M級及びドラムタイプC H級の溶接ドラムのものによる。ただし、ドラム(ドラムタイプC H級)の胴体と天板及び地板は、ダブルシームで巻き締めをし、溶接により接合したものとする。

2.4 口金

口金は、J I S Z 1 6 0 4 の附属書Cで規定された、G2(大)及びG³/₄(小)を用いる。プラグは、鋼製プラグ(ユニクロめっき)とし、フランジ(ユニクロめっき)は圧入形とする。

2.5 塗装

塗装は、J I S Z 1 6 0 1 による。ただし、外面には、2.2の塗料を塗装するものとし、乾燥塗膜の厚さは、10 μ m ～25 μ m とする。

2.6 品質

品質は、J I S Z 1 6 0 1 による。

2.7 製品の表示

製品の表示は、J I S Z 1 6 0 1 によるほか、危険物船舶運送及び貯蔵規則第113条の規定に基づく検査に合格した容器(以下、危険物輸送容器という。)は、効力を有する表示をドラム胴体及び地板の見やすい位置に表示する。

3 品質保証

検査は、表 2 によるほか、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

表 2 ー 品質保証

検査項目			試験方法	判定基準
材料			—	2.2の規定による。
構造・形状・寸法・容量・質量				2.3の規定による。
口金				2.4の規定による。
塗装				2.5の規定による。
品質	外観			2.6の規定による。
	性能	気密性	J I S Z 1 6 0 1による。	J I S Z 1 6 0 1の附属書1（規定）による。
		落下強度		
		耐圧性		

表 2－品質保証(続き)

検査項目			試験方法	判定基準
品質	性能	積重ね強度	J I S Z 1 6 0 1による。	J I S Z 1 6 0 1の附属書 1 (規定)による。
			——	2.7の規定による。

4 その他の指示

4.1 承認用見本等

契約の相手方は、外面塗装に工業標準化法に基づく認証を受けていない同等品を使用する場合は、外面塗料の製品検査証明書又はこれに準ずるもの²⁾を契約担当官等に3部提出するものとする。また、特に調達要領指定書によって指定する場合は、外面塗料の色見本(200 mm×50 mmのブリキ板に塗装を施したもの。)を3部提出し、承認を得なければならない。

注²⁾ フタル酸樹脂エナメルの場合は、J I S K 5 5 7 2の試験項目のうち、耐屈曲性、引っかき硬度(鉛筆法)、耐水性、耐酸性及び促進耐候性の試験結果が記載されていなければならない。アミノアルキド樹脂塗料の場合は、J I S K 5 6 5 1の試験項目のうち、付着性(クロスカット値)、耐衝撃性(デュボン式)、鉛筆引っかき値(試験器法)、耐屈曲性、耐水性、耐アルカリ性、耐酸性、耐塩水噴霧性及び促進耐候性(キセノンランプ法)の試験結果が記載されていなければならない。

4.2 提出書類

提出書類は、次による。

- a) 契約の相手方は、J I S Z 1 6 0 1に基づく品質証明書及び社内試験成績書の写しを納入場所に1部提出するものとする。
- b) 契約の相手方は、危険物輸送容器に該当する場合は、(財)日本舶用品検定協会の発行した危険物容器検査証又はその写しを納入場所に1部提出するものとする。

防衛省仕様書改正票

軽油

(DIESEL FUEL)

D S P
K 2209E(2)
制定 昭和48年3月30日
改正 令和 2年8月21日

この改正票は、D S P K 2209E (軽油) についてのものであり、D S P K 2209E (1) を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 2209E と併用される。

1.4 a) 規格 中

- “J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表” を
“J I S K 2249－1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部:振動法
J I S K 2249－2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部:浮ひょう法
J I S K 2249－3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部:ピクノメータ法
J I S K 2249－4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部:密度・質量・容量換算表” に改める。

1.4 c) 法令等 中

- “工業標準化法(昭和24年法律第185号)”を
“産業標準化法(昭和24年法律第185号)”に改める。

5.1 測定結果

- “測定結果は、J I S K 2249 によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。” を
“測定結果は、J I S K 2249－1, J I S K 2249－2, J I S K 2249－3 又は J I S K 2249－4 によって、密度(15℃)g/cm³を測定した結果とする。” に改める。

5.2 成績書等 中

- “ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。” を
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。” に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名 : 防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

防衛省仕様書

D S P

K 2 2 0 9 E

軽油

制定 昭和 48. 3. 30

改正 平成 21. 4. 13

(DIESEL FUEL)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、ディーゼル機関及び艦船のガスタービン並びにボイラーの燃料として使用する軽油について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表1－種類

種 類	物 品 番 号	納入区分	注 記
特1号	9140-418-3184-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特1号のもの。
	9140-418-3185-5	ドラム	
特1号(免税)	9140-165-6723-5	バルク	
	9140-165-6724-5	ドラム	
1 号	9140-299-0202-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の1号のもの。
	9140-299-0203-5	ドラム	
1 号(免税)	9140-165-6725-5	バルク	
	9140-165-6726-5	ドラム	
2 号	9140-002-9691-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
	9140-001-9415-5	ドラム	
2 号(免税)	9140-165-6727-5P	バルク	
	9140-165-6728-5	ドラム	
2 号(艦船用) (免税)	9140-317-1953-5	バルク	引火点, 流動点, 蒸留性状90%留出 温度及び目詰まり点を除き, J I S K 2 2 0 4 の2号のもの。
3 号	9140-002-9692-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の3号のもの。
	9140-001-9414-5	ドラム	
3 号(免税)	9140-165-6729-5	バルク	
	9140-165-6730-5	ドラム	
4 号	9140-002-9693-5	バルク	J I S K 2 2 0 4 の特3号のもの。
	9140-001-9413-5	ドラム	
4 号(免税)	9140-165-6731-5	バルク	
	9140-165-6732-5	ドラム	

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 軽油 特1号

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

2.

K 2209E

a) 規格

J I S K 2 2 0 4 軽油

J I S K 2 2 4 9 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

b) 仕様書

D S P Z 1 0 0 2 鋼製ドラム, 200L

c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

2 製品に関する要求

品質は次による。

- a) 特1号及び特1号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の特1号による。
- b) 1号及び1号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の1号による。
- c) 2号及び2号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の2号による。
- d) 2号(艦船用)(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の2号による。ただし, 引火点は61℃を超えるものとし, 流動点及び目詰まり点は特に調達要領指定書で指定する場合を除き, 流動点は -5°C 以下, 目詰まり点は -2°C 以下とする。また, 蒸留性状90%留出温度は 360°C 以下とする。
- e) 3号及び3号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の3号による。
- f) 4号及び4号(免税)は, J I S K 2 2 0 4 の特3号による。

3 品質保証

検査は, J I S K 2 2 0 4 によるものとし, それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

4 出荷条件

4.1 容器

容器は, D S P Z 1 0 0 2 に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は, 所要の修理及び完全な洗浄を行い, その外面塗装は, D S P Z 1 0 0 2 に規定する塗料, 塗色とする。

4.2 表示

表示は, N D S Z 0 0 0 1 による。ただし, 陸上・海上・航空各自衛隊の標識は, “防衛省”と替えて表示する。

4.3 納入単位

納入単位は, 15°C における容量(L)とする。ただし, バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は, 特に指定しない限り, 温度換算は行わないものとする。

5 その他の指示

納入の際, 以下の成績書等を提出するものとする。

5.1 測定結果

測定結果は, J I S K 2 2 4 9 によって, 密度(15°C) g/cm^3 を測定した結果とする。

5.2 成績書等

成績書等は次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(JIS K 2204に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては, 社内試験成績書とする。
- b) 前 a) 以外のものについては, 揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項, 第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。